

令和 5 年 3 月 2 0 日

各町立小・中学校保護者 様

伊奈町教育委員会教育長

新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について（通知）

春風の候、保護者の皆様におかれましては、日頃より本町の教育活動及び新型コロナウイルス感染症対策への多大なるお力添えをいただき、誠にありがとうございます。

さて、新学期の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等につきまして、国及び県より通知があり、新学期以降についての留意点が示されました。

その中では、学校におけるマスク着用の基本的な考え方は「児童生徒及び教職員については、学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とすること。」とされ、学校におけるマスク着用は原則不要とされました。

伊奈町においても、このことを踏まえ、下記のとおり対応をしていきますので、お知らせします。

なお、新型コロナウイルス感染症が、本年5月8日に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の5類感染症に位置付けられる予定であることに伴い、今後、マスク着用以外の感染症対策についても見直しが行われるほか、文部科学省においても、学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）等の改正が予定されておりますので、予め御承知置きください。

記

1 マスク着用の考え方等について

- (1) 児童生徒及び教職員については、学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とします。
- (2) 校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合などはマスク着用が推奨されることを踏まえ、周知等必要な対応を行います。
- (3) 感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、健康上の理由によりマスクを着用できない児童生徒もいることなどから、学校や教職員がマスクの着脱を強いることのないようにします。
- (4) 児童生徒の間でマスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導を行います。
- (5) 学校教育活動の中で、文部科学省通知の別添「感染リスクが比較的高い学習活動」が示す活動の実施に当たっては、活動の場面に応じて、当該別添に示すよう

な一定の感染症対策を講じます。なお、部活動等において同様の活動を実施する場合も同様に行います。

(6) 咳やくしゃみの際には、咳エチケットを行うよう児童生徒に指導します。

## 2 入学式等の実施について

(1) 今後、各学校において実施が予定されている入学式等の儀式的行事においても、上記1で述べたように、マスクの着用を求めないことを基本とします。

(2) 国歌・校歌等の斉唱や合唱を行う時や、複数の児童生徒による、いわゆる「呼びかけ」を実施する時には、体の中心から前方1 m程度・左右50cm程度を目安とした距離を確保します。

(3) 来賓や保護者等については、マスクの着用を求めないこと及び着席を基本とし、座席間に触れ合わない程度の距離を確保します。

## 3 効果的な換気の実施について

(1) 引き続き、効果的な換気を実施します。

(2) 換気は、気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに、2方向の窓を開けて行います。

(3) 必要に応じてCO<sub>2</sub> モニターにより二酸化炭素濃度を計測し、適切な換気を確保します。

## 4 給食等の食事をする場面における対策について

(1) 食事の前後の手洗いを徹底するとともに、会食に当たっては、飛沫を飛ばさないように注意します。

(2) その上で、適切な換気を確保するとともに、大声での会話は控える、机を向かい合わせにしない、向かい合わせにする場合には対面の児童生徒の間に一定の距離（1 m程度）を確保する等の措置を講じます。

伊奈町教育委員会学校教育課

TEL：721-2111